

自動車を駐車させた者の法的責任について

平野 充好

I. はじめに

自動車は契約に基づいて様々な場所に預けられる。例えば、ホテル・旅館等の駐車場に宿泊・食事等のためにする駐車、デパート等商店での買い物の際の駐車、さらには、私営の駐車場を利用して駐車する場合等がある。これらは、宿泊および買い物等の契約に付随して駐車したり、駐車それ自体を目的とした契約に基づいていたりする。いずれの場合においても、自動車およびその積載物に滅失・毀損等の損害が生じた場合に、自動車を駐車させた者の責任をどのように考えるか、必ずしも明確ではないように思われる。この問題は、自動車保有者は車両保険によって、場合によっては、駐車させた側も損害賠償責任保険によってそれぞれの損害を填補することも行われ、現実には、保険によってカバーされているという側面もある。しかし、車両保険や責任保険における保険者の代位請求を考えると、自動車保有者と自動車を駐車させた者との間の法的関係を明確にしておくことは重要である⁽¹⁾。

そもそも自動車を「預ける」こととは、自動車を寄託することなのか、それとも自動車を駐車させる場所を借りることなのか。自動車を駐車させた者の責任は、そのいずれの契約類型で自動車の駐車がなされたかが決定的である。すなわち、自動車の「寄託」ということであれば、預かった者の注意義務違反（または不可抗力でなかったこと）を立証して寄託義務違反の債務不履行責任を問うことになる。また、自動車の「駐車場所の（賃）貸借契約」ということであれば、自動車およびその積載物に対する滅失・毀損が駐車場

所の瑕疵によって生じたのでないかぎり⁽²⁾、責任を問うことは困難になる。したがって、ホテルや旅館等における駐車場の駐車であろうが、デパートの駐車場や私営駐車場での駐車であろうが、自動車を駐車させる際に寄託契約があったかどうかという形で議論されることとなる⁽³⁾。

本稿では、この問題について、基本的には、判例・学説を整理しつつ、ドイツの最近の議論を参考にして⁽⁴⁾、自動車を駐車させた者の責任に関する問題を検討しようというものである。従来「寄託」一般に関わる問題として論じられてきたことを自動車の駐車という観点からとりあげたのは、第一に、自動車を預けることとその他の物を預ける場合の差異に注目したこと⁽⁵⁾、第二に、自動車の駐車に関する問題を、場屋営業者へ自動車を預ける場合だけでなく、有料駐車場へ自動車を預ける場合等自動車を預ける問題を横断的に考えてみたいという問題意識からである。

Ⅱ. 自動車を駐車させた者の責任に関する判例の整理

(1) 自動車を駐車させた者の責任に関する事例はおおよそ三つのグループに分けて考察することができる。第一グループは、商法594条における場屋営業者への自動車の「寄託」が問題になる事案、すなわち、自動車を駐車させた者が、ホテル、旅館、保養センター等いわゆる典型的な場屋営業者の場合である。この場合には、商法594条の「寄託」をどのように理解するかということが問題になる。第二グループは、商法594条の適用の可能性が残るが、場屋営業者といえない商人が附属的商行為として自動車を駐車させる事案である。例えば、ガソリンスタンドにおいて、給油、洗車あるいは修理後に顧客が自動車を引き取るまでの間自動車を駐車させる場合が考えられる。場屋営業者でない商人が主たる契約に付随して自動車を駐車させる場合に、これを単なる場所の提供とみるか、「自動車の寄託」があったとみることができるかどうかである。このグループでは、商人が営業の範囲内で「自

動車を寄託」を受けたかどうか、そもそも「寄託の合意」=「寄託契約」があったかどうかということが問題になる事案がある。さらに、第三グループは、商人が営業として自動車の駐車を引き受ける事案である。すなわち、駐車そのものを目的とした「駐車場利用契約」あるいは「駐車場契約」（以下では駐車場契約という用語を使用する）による駐車の場合である⁽⁶⁾。この駐車場契約でも、寄託契約が締結されたのか、それとも場所の賃貸借契約が締結されたかが問題になる。結局はここでも、「寄託」があったといえるかあるいは単なる場所の提供にすぎないかという問題である。次にこれらの三つのグループについて、それぞれ判決例を具体的に見てみよう。

(2) 第一グループについては、商法594条1項の場屋営業者が、寄託物の滅失・毀損につき不可抗力を証明しないかぎり責任を負うことになる「寄託」を受けているかどうか問題になる。このグループでは、場屋営業者の責任を否定した事例が2件（①高知地判昭和51年4月12日判時831号96頁、②大阪地判平成12年1月18日判時1746号141頁）、肯定した事例が2件（③東京地判平成8年9月27日判時1601号149頁、④大阪高裁平成12年9月28日②の控訴審、判時1746号139頁）ある。

①は、保養センターにおいて宿泊客が駐車していた自動車およびその積載物が盗難にあったという事案であるが、この事例では、寄託契約は成立しないとして商法594条1項の責任が否定された。判決では、「物の保管とは受寄者が物を自己の支配内に」おくことであるとして、本件では、鍵は宿泊客が自分で保管していること、駐車場所は白線で示したのみで柵等の仕切りが設けられているわけでなく、従業員からの指示もなく自由に駐車できるようになっていること、センター敷地内の出入りに門の設備なく24時間出入りは事実上自由であることを総合的に判断して「支配が原告から被告に移ったと解しえない」とした。

場屋営業者の責任を肯定した③は、豪雨により旅館前面の丘陵の一部が崩落して旅館駐車場に駐車していた客の自動車が土砂に埋もれ損傷したという

ものである。この判決では、自動車の寄託の有無について、自動車の「鍵を受け取ることによって本件車両を支配下においてこれを保管したのであるから、本件車両を寄託したというべきである」としている。

②および④は、同一事案で、第一審では寄託を否定し、控訴審では寄託を肯定した事案である。ホテルの駐車場が満車で、従業員の指示によりホテル玄関前に駐車し、従業員に自動車の鍵を預けていたところ、その自動車およびその積載物が盗難に遭ったという事案である。この事案では、いずれも自動車の鍵の交付をどのように解するかが問題になり、第一審では、「自動車の鍵を預かった趣旨は、一時的移動のためスペアキーを預かったにすぎない」として保管約束とはいえないとし、控訴審では、「ホテルの敷地内で移動させることを了承し、その鍵を従業員に交付することにより、…その保管を委託し被控訴人はこれを承諾したのであるから…本件自動車の寄託を受けたというべきであ」とした。

①が、保管とは「物を自己の支配内に置く」こととした上で、鍵の交付、駐車指示、駐車場への出入りが自由かどうか等を総合的に判断しているのに対し、他の3者は、いずれも「自動車を支配下に保管する」とことと「鍵の交付」という要素を重視して理解しているように見える。すなわち、③は、鍵の交付と車両の支配を一体化して理解し、②および④は、同じ鍵の交付について、第一審では「一時的移動のため」だから保管ではないとし、控訴審では、「敷地内で移動させることを了承し、鍵の交付」があったのだから「保管の委託・承諾」があったと捉えている。いずれにしても、自動車の鍵の交付が自動車の寄託の成否の重要な要素になっているといってもいい。

(3) 第2グループである、ガソリンスタンドにおける判決例の検討をする。ガソリンスタンドにおいて自動車の「駐車中」に盗難にあった事例は5件あるが、すべてガソリンスタンド経営者側の責任を否定している(⑤東京地判昭和59年7月31日判時1150号201頁、⑥東京地判平成10年10月20日判時1708号136頁、⑦東京地判平成12年9月26日判タ1054号217頁、⑧東京地判平

成13年10月19日判時1796号97頁，⑨東京高判平成14年5月29日判時1796号95頁（⑧の控訴審判決）。いずれの事案も寄託契約そのものの成否が争点になり，⑤の事案では，寄託契約成立のためには，「目的物の移転のほかに目的物保管の債務を負う合意が必要である」が，その合意がないとしている。⑥の事案は，オイル交換を内容とする請負契約に必要な範囲内で一時的に自動車を預かり，この場合の自動車の保管について善管注意義務を負うが，これは請負契約に内包されている注意義務であり，寄託契約があるとみるまでもなく，「個人的な事実上の好意として…(中略)…事実上車両の搬出を猶予して貰ったにすぎない」としている。⑦の事案では，寄託契約の成否に関して，駐車したまま放置することがあっても「原告が放置した車両を被告が保管する意思のもとにその管理をしたことは認めることができないから」寄託契約は不成立としている。⑧では，「寄託契約の成立のためには目的物の移転のほかに目的物を保管する債務を負う合意が必要であるとして，支配領域内へ他人が物を置くことを許容したのみでは，寄託を受けたことにはならぬ」とした。⑤から⑧まで，いずれも目的物の移転を肯定した上であるいはあまり厳密に検討しないで，寄託「契約」における合意の有無を問題にし，合意を否定している。

なお，⑧の事案は，ガソリンスタンドの場屋営業性が問題になり，ガソリンスタンドは顧客にその設備を利用させる関係にないからとして，その場屋営業性が否定されている。⑨は，⑧の控訴審であるが，自動車が場屋営業者への寄託ではなく，場屋営業者のところへ「携帯したる物品」として商法594条2項が問題になったが，同条同項は，顧客がその場屋の営業目的に沿った利用をしている場合に適用されるものであるとして，営業に関連しない者の利用である本件では同条同項は適用できないとした。

(4) 第3グループは，駐車それ自体を目的とした私営の駐車場における駐車場契約に関する事例である。このグループの事案は5件あり，駐車場の形態はそれぞれ異なるが，駐車場契約はそもそも寄託契約か，場所を提供す

る契約かで争われている。そのうち、寄託契約の成立を否定した事案は2件（⑩鳥取地判昭和48年12月21日判時738号98頁，⑪熊本地判昭和60年9月5日交通事故民事裁判例集18巻5号1197頁），寄託契約そのものを肯定した事案は1件（⑫大阪地判昭和53年11月17日判タ411号104頁），寄託契約そのものを明確に肯定しているわけではないが，「受寄物の保管，管理」ということを前提にして，受寄者である管理者に善良な管理者の注意義務違反があるとして，賠償責任を肯定した事案が1件（⑬大阪地判昭和42年9月26日判タ214号228頁），さらには，駐車場において車の盗難に伴う高価な庫内物品の紛失事例では，駐車場経営者を自動車の保管を業とする者であるとして，商法594条および595条を準用できるとした事案が1件（⑭東京地判平成元年1月30日判時1329号181頁）ある。この⑭の判決例は，エンジンキーを差し込んだまま駐車場の従業員に自動車引き渡された事案であるが，寄託契約の成否を問題にしないで，駐車場経営者を場屋営業者ではなく，自動車保管業として責任を負うべきとしている。

Ⅲ. 自動車の寄託または寄託契約の成否をめぐる議論

（1）第1グループの場合には，商法594条1項による，「場屋営業者」が「寄託」を受けたかどうかの問題であり，つまり，場屋営業者は顧客の自動車を場屋営業者の駐車場（または駐車可能な場所）に何らかの形で（文字通り自動車を預かる場合から顧客に駐車場所を自由に利用させる場合を含めて）駐車させるわけであるが，この自動車を駐車させる行為を「寄託」とみることができるかどうかである。「寄託」が認められれば，場屋営業者の厳格責任が認められることになる。第2グループでは，給油・洗車・修理等の契約とともに，あるいは本来の契約とは別個に自動車を駐車させる場合であるが，この場合には，本来の契約とともにあるいは別個にしる，そもそも「寄託契約」があったかどうか問題になる。第3グループでは，有料駐車場を利用

する契約は自動車の「寄託契約」の性質を有するかどうかである。すなわち、駐車場契約の法的性質に関する問題であり、「寄託契約」の成否そのものに関する問題である。

寄託とは、言うまでもなく、受寄者が寄託者のために物を保管することを約してこれを受取ることによって成立する契約だから（民法657条）、寄託契約は保管のための目的物の受け取りでなければならない。また、寄託契約の主眼である物の保管とは、通説的見解によれば、受寄者が物を保持して滅失・毀損を防止して現状の維持を図ることにあると解されている⁽⁷⁾。したがって、寄託契約とりわけ自動車の寄託という場合には、滅失・毀損を防止して現状の維持を図るといふ労務の提供をどのように考えるかが問題になる。

（2）まず、第1グループの場合の寄託について検討してみよう。場屋営業者への自動車の寄託という場合に、どのような要件が備われば「寄託」が成立するかについては、次のような見解が考えられる。第一説は、自動車の鍵の交付だけで車両を支配下において保管できるとする見解である⁽⁸⁾。この見解は、判決例③が「被告はその鍵を受け取ることによって本件車両を支配下においてこれを保管したのである」という表現に代表的に現れている。もっとも判決例②および④も同様に鍵の交付を重視する考え方に立ちつつ、スペアキーの交付という点で評価に差が出ている。この見解は、鍵の占有があれば、自動車の移動も自由になしえるのであるから、保管という労務を提供しているという考え方を前提にしているのであろう⁽⁹⁾。第二説は、自動車の占有が客あるいは場屋営業者のいずれにあるかによって定まるが、その基準を自動車の出入りについてチェックされているかどうかを求める見解である⁽¹⁰⁾。出入り口がチェックされることによって宿泊客が自動車を自由に外へ持ち出せないことを考えると、自動車の占有移転があったと考えることもできるし、さらには、出入りをチェックする労務の提供があるとも考えることもできる。出入り口のチェックの有無を、寄託・保管の独立の要素と考えることも一つの考え方であろう。第三説として、鍵の交付のほかに、出入り口のチェック、

さらには、駐車場の形態、駐車場所の指示等を総合的に判断して、自動車の寄託があるか否かを判断する見解である。判決例①がその立場である⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。

結局、場屋営業者への寄託の問題は、我が国独自に発展してきたいわゆる厳格な責任であるレセプツムの責任をどのように解するかという問題に、自動車という特殊な物（移動に鍵が必要な比較的大きな物）の寄託についてどのように考えるかという問題が加味されている。レセプツムの責任のあり方に焦点をあててこの問題を議論することはさておき⁽¹³⁾、商法594条における寄託の解釈について、第2・第3グループにおける自動車の寄託を含めて次節で検討するように、この自動車の寄託問題を考える場合の重要問題として、これまでは、自動車の寄託か場所の提供かを区別する指標として、自動車を支配下においている者は誰か、あるいは自動車の直接占有の移転があったかどうかのようにみえるが、そのような考え方は果たして妥当であろうか。

なお、場屋営業者の責任に関して、客と場屋営業者との間に寄託あるいは寄託契約が成立しなくても、商法594条の2項で妥当な解決を図ろうとする考え方が近時有力に主張されている⁽¹⁴⁾。この考え方は、場屋営業者の厳格な責任に関する懷疑と寄託または寄託契約の成否にに関する議論をさけ、その上でバランスある妥当な解決のために法定責任である商法594条2項を引き合いに出そうとするものである。

(3) 次に、第2グループであるガソリンスタンドにおける駐車の事例では、まずガソリンスタンドが場屋営業性をおびるかどうかについて問題がある⁽¹⁵⁾。この点が一般的に肯定されれば、上記第1グループで考察したように、場屋営業者の「寄託」の問題と同様である。場屋営業性を帯びないということであれば、商法593条の商事寄託の問題になる。したがって、判例ではとりあげられてはいないが、ガソリンスタンド以外に場屋営業者でない商人が自動車の寄託を受ける場合も、商事寄託一般の問題として扱うことになる⁽¹⁶⁾。

いずれにしても、この第2グループでは、寄託または寄託契約の成否の問

題が、多くの場合に、自動車の修理・洗車、場合によっては給油の契約のためにいったん自動車の占有移転があり、その当初の契約関係終了後も自動車はそのまま受寄者側の領域内にある場合が多く、したがって、本来の契約関係終了後における、寄託または寄託契約の合意が問われることになるのである。ここでの寄託も、第一グループの寄託の問題と異なることはなく、寄託契約が成立しているかどうかという問題である。第一グループでは寄託契約の要物的側面が問われているのに対し、ここでは、寄託契約の合意としての側面が全面に出てきている。ここで商事寄託という場合には、むしろ鍵の交付を含め自動車の占有移転という要物的側面は問題にならず、外形的に自動車の支配は駐車させた側に移っているため、そのことが論点にならなかっただけである。

(4) さらに、第3グループであるいわゆる駐車場契約に関する事案であるが、この場合には、駐車場契約そのものについて、自動車の寄託契約があったとみるか、設備または場所の賃貸借とみるかという問題である⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。たしかに、自動車を預かる側が保管物である自動車のために保管という労務を提供することなく、単に保管場所を提供するにすぎないということであれば、寄託ではなく場所の賃貸借である⁽¹⁹⁾。しかし、駐車場の形態の如何にかかわらず駐車場契約のすべてが場所の賃貸借であると解するわけにもいかない。判決例から駐車場契約の事案を見ると、月極の駐車場契約の場合には、周囲三方塀で囲まれ、出入り口鉄製の門扉、管理人が出入り口を監視しているような駐車場について、「保管の責に任ずる」とする契約文言を評価して、駐車場側が鍵の保管をしていなくても寄託契約の成立を是認している。契約書や駐車場利用約款の文言から当事者の意思を重視したものといえよう。他方で月極ではない他の駐車場契約の事案では、「寄託契約は保管することを約して自動車を受け取ることによって成立する契約であり、右物の保管とは受寄者が物を自己の支配内において、その滅失・毀損を防いで現状を維持すること」にあるとして、自動車の占有が駐車場管理者にあるかどうかを問題に

し、駐車場の構造（門戸障壁の設置）、出入り口のチェック（管理人の有無）、鍵の保管、当事者の意思解釈等を問題にしている。判決例⑩⑪では、いずれもそれらの要件を欠き、寄託契約の成立はなく、場所の提供にすぎないとしている。結論的にいえば、ここでの駐車場契約は、月極の場合には、駐車場の形態（監視したがって出入り口のチェックの有無、屋根付きかどうか等）および約款文言により別異に考えられるが、その他の場合には、第1グループのところで論じた寄託の成否に関する議論とほぼ同様の考え方ができるのではないかと思う。

なお、このグループの事案でも、事案⑭で問題になったように、駐車場経営者が場屋営業者であるかどうかは全く問題がないわけではないが、場屋営業者性を肯定するのは困難であるように思う²⁰。

IV. 自動車の寄託と自動車の駐車場所の貸借の区別

（1）ところで、ドイツでは、自動車を駐車させた者の責任に関して²¹、自動車が寄託される契約類型と自動車を駐車させるスペースまたは場所を提供する契約類型があり、両者の限界づけの標識として、自動車の占有状態によって区別すべきとする考え方と保管義務の観点から判断すべきだとする考え方がある。前者は、受寄者は直接の占有を手に入れなければ自動車を実際に自由にすることができない。駐車場の所有者が自動車の鍵を持たない以上、自動車の直接占有はありえない、したがって、自動車の鍵が監視人に渡され、必要な場合には、監視人が自動車の出し入れできる場合が寄託であるとしている²²。それに対して、後者は、自動車の寄託か自動車を駐車する場所の提供かを区別する基準に関して、保管義務という観点から寄託契約を考察すべきだとする²³。最高裁判所は判断を回避しているが²⁴、学説は、後者の立場が有力であるように思われる²⁵。寄託であるかどうかについての基準を保管義務に求める学説は、結局は契約解釈の問題であるとしながら、ある者は、

駐車場の形態を分類して分析するもの、すなわち、駐車場の形態を、監視のない駐車、監視つきの駐車、集合駐車場 (Sammelgarage)、およびパーキングビル (Parkhaus) の4形態に分けて分析する²⁶⁾。他方で、ある者は、保管義務の観点から判断すべきであるが、監視もなく自由に入出り可能な駐車場では、問題なく保管義務は否定されるが、保管義務の内容は幅がありさらに約款解釈、とりわけ、保管義務の制限条項及び約款条項の契約への組み入れ問題を検討すべきと主張するものがある²⁷⁾。寄託であるかどうかについての基準を保管義務に求めるドイツの学説は詳細な点では全く同一というわけではないが、やや大胆であるが次のように整理することができる。第一に、占有状況は適切な限界づけの基準にはならない。第二に、寄託には保管義務が必要であり、駐車場の所有者が自動車の毀損又は盗難について何ら守る必要のないような場合、例えば、駐車場で監視もなく誰でも自由に入出りできる場合には保管義務は否定される。第三に、駐車料金の取り立て、駐車時間を管理するだけの場合には、たとえ監視人がいても、受寄者に自動車の保管義務がない。第四に、保管義務の内容は、多義にわたるので、契約解釈の問題としても、類型化により一定の方向性を示すこと²⁸⁾、あるいは、約款解釈の問題として、約款は利用者の義務をどの程度制限できるかということおよび約款条項を契約内容として考慮するための条件等を明らかにすること²⁹⁾が重要である。こうしたドイツ法における保管義務の考え方について更なる分析・検討が必要であるが、駐車に関する問題に関し保管義務の存在および内容を中心に展開しているドイツのこの方向性は我が国における議論にも参考なるのではないかと考えている。

(2) 我が国における自動車の寄託か駐車場所の貸借かという問題を、寄託の三つのパターンを統一的に考えることも重要である。すなわち、第1グループの場屋営業者に対する自動車の寄託と第2グループおよび第3グループにおける自動車の商事寄託においても、議論の重点（要物的側面および諾成的側面）は異なるものの、自動車の寄託に関する問題は、結局は、自動車

の寄託契約があったかそれとも単なる駐車場所の提供であるかという問題に帰着するように思われる。したがって、我が国における自動車の寄託か自動車の駐車場所の貸借かを区別する基準を何に求めるかについてもドイツの議論がそのまま当てはまるのではないかと思う。

この問題は、自動車の寄託か自動車を置く場所の貸借かを区別する基準を何に求めるかは必ずしも容易ではない。我が国の場合には、基本的には区別のメルクマールとして、「自動車の占有移転があり自動車を支配下において」いるかどうかを求めている。しかし、寄託をうけて保管するのであるから、それによって、受寄者に保管義務が発生していることを考えれば、むしろ端的に、ドイツ法における最近の有力説のように、自動車の寄託があれば、その物について保管義務が発生したと見え、保管義務の有無こそが寄託か場所の貸借かについてのメルクマールと解すべきではないかと考える。もちろん、当事者の意思解釈が前提になり、そのために約款解釈の重要性はいうまでもないが、それが不明確ならば、この保管義務の存在が両者を分かつメルクマールとして適切ではないかと思う。もっとも、寄託かどうかについて保管義務の存在に求めるこの考え方は、第1グループの判例・学説の考え方の第三説の立場および第3グループの寄託契約を是認した判決例③④の考え方にも近いのではないかとも思う。しかしながら、判決例で展開された考え方に見られる占有移転、鍵の交付という考え方を重視するのではなく、むしろ労務の提供について保管義務があるかどうかという視点から、駐車場の形態、鍵の交付、出入り口のチェックという諸事情を判断すべきではないかと考える。

V. むすびに代えて

自動車を預けるという場合に、自動車の寄託があったか、自動車を駐車させる場所の提供（賃貸借）かどうかを判断する標識として、従来の多数の考え方は、保管物である自動車の占有が自動車を駐車させた者に移転している

かどうかで判断している。そのために、自動車を駐車させようとする者から自動車を駐車させた者へ自動車の支配が移ったことの重要なメルクマールとして自動車の鍵の交付が考えられた。しかし、すでに見てきたように、いくつかの問題点があるように思う。第一に、自動車という保管対象物の特殊性を視野に入れて考察する必要がある。すなわち、自動車の鍵の交付は、たしかに自動車を移動させる前提という側面があるが、鍵が無ければ全く保管義務を果たせないというわけではないであろう。第二に、いずれのグループにおける駐車の場合においても、当事者の意思解釈の重要性は無視できない。したがって、普通取引約款の条項解釈の重要性を指摘せざるを得ない。具体的には、第1グループで言えば、宿泊約款であり、第3グループで言えば駐車場利用約款がある。例えば、宿泊約款に見られる鍵の交付の有無にかかわらず、ホテル側の免責条項には³⁰⁾、端的に鍵の交付だけでは、自動車の保管義務を明らかにしていないことを示している。また、駐車場契約の場合は、駐車場の形態も利用契約も様々であり、必ずしもその契約の法的性質を画一的に定められないことは論者の指摘するところでもある³¹⁾。

その意味で、ドイツの有力説が主張するように、寄託と賃貸借を区別する標識である「保管義務」の考え方を参考にしつつ、駐車場の形態、出入り口のチェック、鍵の交付および当事者の意思関係を含め種々の諸要素を総合的に考慮して、受寄者が実質的に保管義務を負っているかどうかで決めるべきではないかと思う。

民商法の寄託に関する規定はいずれも任意規定であるから、場屋業者との関係では、自動車の寄託については宿泊約款³²⁾があり、駐車場契約に関しても、月極契約の場合とはかく³³⁾、駐車場利用約款による取引が一般的である。したがって、寄託契約に関しても約款解釈にゆだねられるところは多いであろう。もっとも、注意しなければならないのは、約款条項の有効性の限界を踏まえるとともに、約款条項の当事者に対する認識可能性がどのように担保されているかも重要な問題点であることを忘れてはならない³⁴⁾。

注

- (1) この問題に関する判決例でも保険会社が原告になっている事案がいくつかある（東京地判平成8年9月27日判時1601号149頁，大阪高判平成12年9月28日判時1746号139頁等）。
- (2) 賃借した土地・施設に瑕疵があれば，瑕疵担保責任を問うことはできる（民法559条）。使用貸借であればその責任もない。
- (3) 自動車以外の動産について，寄託があったかどうかについて争いになることは考えにくい。なお，ゴルフ場のクラブハウス内にある貴重品ローカーにおける銀行キャッシュカードに関する商事寄託の成立が問題になった事例として，東京高判平成16年12月22日金融・商事判例1210号9頁参照。
- (4) Dieter Medicus, Zur Haftung für untergestellte Kraftfahrzeuge, 25 Jahre Karlsruher Forum, (1983) 171ff. Hüffer, Münchener Kommentar zum BGB, Band4 (2005) § 688.
- (5) 自動車には車両保険が付せられそれ自体の損害を填補する方法があるとともに，自動車の引き渡し方法として自動車の鍵の交付が伴う点である。
- (6) 大沢正男「駐車場利用契約」現代契約法大系第3巻（有斐閣1983）第3巻257頁以下，大橋正爾「いわゆる駐車場契約について」明治大学法制研究所紀要7号（1963）77頁以下参照。なお，岸上晴志「契約当事者間における相互依存関係についての一考察—駐車場契約を例として—」中京法学17巻2号（1983）1頁以下参照。
- (7) 幾代通＝広中俊雄『新版注釈民法（16）』310頁〔明石三郎〕（有斐閣1989），松本暉男「寄託契約」契約法大系V（特殊の契約1）（有斐閣1963）3頁。
- (8) 近藤光男『商法総則・商行為法』（有斐閣2005）253頁，藤原俊雄「場屋営業者の責任」民事法情報No240（2006）14頁も，この見解に近いが，判決例④の事例を「自動車の鍵はフロントに預けたというのであるから，寄託関係が成立したとすることにまず異論はないであろう」とか，宿泊者自身が鍵を所持していた判決例①について，場屋営業者に責任あるとするのは，「やはり通常の寄託概念の理解の仕方からは相当の無理がある」と指摘している。
- (9) もっとも，場屋営業者に対する寄託について，この第一説と同様に，自動車の鍵の交付だけで足りるとしつつ，その根拠を，商法594条のレセプツムの責任の沿革を考慮して，本条の寄託は，商法593条の商事「寄託」と異なり，自動車の受け取りだけで十分であり，保管の要素である労務の提供を考慮する必要がないとする考え方もある（来住野究「判批」法学研究76巻2号（2003）127頁）。商法594条は，法が特に定めた特殊な責任であるが，そのことと寄託それ自体の意義を他の商事寄託，民事寄託と異に解するまではなからう。

- (10) 加藤一郎・鈴木祿弥編『注釈民法（17）』〔幾代通・平田春二〕448頁（有斐閣1969），岩崎憲次「場屋取引」『現代商法Ⅰ総則・商行為法』（三省堂1986）416頁。
- (11) 宇野稔「場屋における駐車事故と商法594条の責任」大分大学経済論集31巻5号（1979）235頁。なお、宇野は、第2説と第3説を同一に扱っているが、保管あるいは労務の提供という視点からすれば、駐車場の形態、駐車場所の指定も重要な要素であるように思える。例えば、屋根付きかどうかで保管の意義が異なるし、保管しやすい場所の指定ということもあるであろう。
- (12) 梅津昭彦「客の持込品についての場屋営業者の責任」東北学院大学論集（法律学）60号（2002）30頁参照。この考え方は、商法594条の「寄託」も労務の提供が必要であるということから、場屋営業者が自動車の鍵を預かる場合に、それだけでは保管の要素としては不十分であるとして、第一説をとらないことは明らかである。しかし、「場屋営業者の責任は厳格な責任を負担させるのだから、その要件である寄託も厳格に解すべきであり、当該物品の維持管理に適した支配が場屋管理者に実質的に移転していることが必要である」とするだけで、この見解が鍵の交付以上にどのようなメルクマールが加味されれば、「管理維持に適した支配が実質的に場屋営業者に移転」したと解するかは明らかでない。
- (13) 商法594条の今後の発展を期待する見解（宇野稔「貴重品袋を利用した貴重品（高価品）の寄託と商法595条」大分大学経済論集32巻6号（1980）130頁、岩崎前掲（注9）414頁）もないわけではないが、多くは、本条の現代的意義を疑問視し抜本改正を主張している（塩崎勤「場屋の経営者の責任」『現代裁判法大系⑩』（新日本法規出版1994）302頁、藤原前掲（注7）16頁）。私見では、少なくとも、旅店主の場合には、1962年欧州会議による「旅店主の客の持込品に対する責任条約」およびドイツ民法と同様、無過失責任であるが責任制限をするという方向性に舵を切るべきであると考えている（拙稿「ドイツ法における旅店主の客の持込品に対する責任」法学新報114巻11・12号（2008）670頁参照）。
- (14) 藤原前掲（注7）11頁以下、小菅成一「客の携帯品に対する場屋営業者の責任」嘉悦大学研究論集50巻1号（2007）1頁以下。
- (15) ガソリンスタンドと場屋営業性について、ガソリンスタンドは、施設を利用させる関係にないという点で場屋営業性が否定されるとする判例（大判昭和12年11月26日民集16巻23号1681頁）・学説（州崎博史「判比」商事法務1788号（2007）142頁、来往野究「判批」96頁）および肯定する学説・判決例（東京高判14年判決⑨では、ガソリンスタンドの場屋営業性を肯定したが、その営業に関連しない者の場屋の利用には商法594条2項の適用することはできないとした）もある（小菅前掲（注13）12頁、田中慎一「判

批」西南学院大学法学論集第38巻2号(2005)7頁)。商法594条における場屋営業について、通説的な解釈基準である「客の来集」「設備利用」ということであれば、ガソリンスタンドの場屋営業性も肯定されざるをえないのでないか。もっとも、このガソリンスタンドの場屋営業性の問題は、場屋営業性を肯定した上で、さらに寄託の成否が問題なり、商法594条1項の寄託品に関する責任かあるいは同条2項の携行品に関する責任の問題でもある。

- (16) なお、この商事寄託に関し、民事寄託(民法597条)とは異なる概念で理解しようとする考え方がある(吉田直「判批」金融・商事判例No1232(2006)61頁)が、この考え方は、自動車の寄託に関する事例ではないが、ゴルフ場の貴重品ロッカーに携行品を保管したした事案につき、ロッカーを利用客が施錠した時点で場屋営業者が占有＝保管を開始することにより商事寄託契約が成立すると構成できるとしている。寄託概念を相当に広げるものであり、解釈論としては無理があるように思われる。
- (17) この駐車場契約に関して、寄託か駐車場所の提供かを区別する基準について論じたものとして、対価の高低を基準として有償寄託とするか賃貸借とするかを決すべきだとする見解がある(岸山前掲(注6)8・9頁,18頁)。
- (18) なお、駐車場経営者との契約による利用を広く駐車場契約と捉え、駐車場「施設」が自動車利用者の支配下にあるか企業経営者自身にあるかに分け、前者を建物(車庫)または土地(駐車場地内の特定の部分)の賃貸借契約、後者を寄託契約または新しいタイプの契約だとする見解がある(大橋前掲(注6)87頁以下)。
- (19) 内田貴『民法Ⅱ債権各論』(東京大学出版会2011)304頁は、貸し駐車場も保管場所の賃貸借であるとする。
- (20) 石田清彦「判批」ジュリスト1035号(1993)175頁。なお、石田は商法594条および同595条の趣旨は、駐車場で自動車を預かる場合にもあてはめて考えることは望ましいと主張する(同176頁)。
- (21) ドイツ法では、旅店主の無過失の法定責任に関する規定があるが、ドイツ民法704条1項では、この旅店主の責任から「自動車等」は除外されている。我が国における「場屋営業者への寄託」に関する問題は、宿泊契約に伴う保管義務の問題として扱われる(拙稿前掲(注12)658頁以下参照)。
- (22) Hasse, Münchener Kommentar zum BGB (1980) § 688Rdn42. ドイツ民法629条の「保管変更権」を根拠にしているが、Medicusは、その規定は任意規定であり、しかも保管一般に該当するものでもないとして批判する(Medicus, aaO S.172)。
- (23) Medicus, aaO. S.171f.
- (24) Hüffer, aaO. Rdnr.39, Medicus, aaO. S.171.

- (25) Larenz, Schuldrecht II 12Auff. (1981) S.362f.Fn.3. は、引き渡し欠け、その限りで「非定型」であるとしても、688条以下の規定が適用される寄託契約に関する問題であるとしている。
- (26) Hüffer, aaO. Rdnr.51f. なお、Hasseは、無償、有償、監視されるかされないかに分類して論じている (Hasse, aaO.Rdnr.43)。
- (27) Medicus, aaO. S.173f.
- (28) Hüffer, aaO. Rdnr.51f.
- (29) Medicus, aaO. S.173f.
- (30) 国際観光ホテル整備法第11条の規定によるモデル宿泊約款17条では、「宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。」と定める。
- (31) 大橋前掲（注6）86頁以下、岸上前掲（注6）4頁以下。
- (32) 国際観光ホテル整備法第11条の規定によるモデル宿泊約款17条は、前記注1で引用した文言に続いて、「ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失により損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。」の文言があるが、これはある意味では、商法594条2項の規定とはほぼ同様の定めを置いたものとして、自動車の寄託に関して、妥当な方向性を示しているといえる。
- (33) 月極の場合には契約書を交わすことが多い。
- (34) 商法594条3項参照。なお、Medicusが指摘するように、約款によってどの程度利用者の責任を制限できるか、あるいは、どの程度の認識があれば約款条項を個別契約に組み入れることができるか等は重要な課題である (Medicus, aaOS.173.)。